

## 令和6年度 別府市市民後見人養成講座募集要領

### 1. 目的

判断能力が不十分な認知症高齢者や知的・精神障がい者の権利を擁護する成年後見人等の活動に必要な基礎知識を習得し、権利擁護、地域福祉の担い手となる市民後見人として活動できる人材を養成することを目的に講座を行います。

### 2. 主催

別府市、社会福祉法人別府市社会福祉協議会

### 3. 応募資格

下記の要件を原則としてすべて満たす方

- ・別府市在住または別府市内の企業や事業所に勤務する20歳以上の方  
(令和6年4月1日時点)
- ・成年後見制度及び福祉活動に理解と熱意のある方
- ・修了後に別府市市民後見人候補者名簿に登録できる方(将来的に登録可能な方含む)
- ・民法847条の欠格事由に該当しない方

民法847条(後見人の欠格事由)次に掲げる者は、後見人となることはできない。

- 1) 未成年者
- 2) 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
- 3) 破産者
- 4) 被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族
- 5) 行方の知れない者

- ・すべての科目の受講が見込める方

※別府市社会福祉協議会が実施する法人後見事業支援員として活動される場合は、別府市社会福祉協議会非常勤職員として登録していただきます。

### 4. 日程

令和6年6月～令和6年10月の延べ10日間

※研修内容及び詳細の日程、会場については別紙「令和6年度別府市市民後見人養成講座プログラム」をご参照ください。

### 5. 会場

別府市社会福社会館ほか

### 6. 受講料

無料

### 7. 定員

20名程度(※応募多数の場合は選考となります。)

### 8. 申込み

別紙の申込用紙に記入し、下記申込先まで郵送または持参によって申し込みしてください。受付期間は5月1日(水)から6月14日(金)の午後5時まで(郵送は当日消印有効)です。

申込用紙は別府市及び別府市社会福祉協議会等の窓口で配布します。(配布先一覧は下記のとおりです。)別府市社会福祉協議会(<http://beppu-shakyo.or.jp>)のホームページ

からもダウンロードすることができます。

◆募集要領・申込用紙の設置場所【配布期間は5月1日（水）～6月14日（金）】

| 機 関 名      | 住 所                      | 電 話          |
|------------|--------------------------|--------------|
| 別府市 高齢者福祉課 | 〒874-8511 別府市上野口町1番15号   | 0977-21-1442 |
| 障害福祉課      | 〒874-8511 別府市上野口町1番15号   | 0977-21-1413 |
| 亀川出張所      | 〒874-0024 別府市平田町14番24号   | 0977-67-0174 |
| 朝日出張所      | 〒874-0844 別府市火売8組1       | 0977-67-1218 |
| 南部出張所      | 〒874-0942 別府市千代町1番8号     | 0977-25-1531 |
| 中央公民館      | 〒874-0908 別府市上田の湯町6番37号  | 0977-22-4118 |
| 北部地区公民館    | 〒874-0023 別府市上人ヶ町6番54号   | 0977-67-8300 |
| 西部地区公民館    | 〒874-0826 別府市鶴見園町5組      | 0977-23-7330 |
| 中部地区公民館    | 〒874-0912 別府市南須賀2組       | 0977-25-4321 |
| 南部地区公民館    | 〒874-0947 別府市浜脇1丁目8番20号  | 0977-21-3401 |
| 朝日大平山地区公民館 | 〒874-0844 別府市火売8組        | 0977-66-1150 |
| 別府市社会福祉協議会 | 〒874-0908 別府市上田の湯町15番40号 | 0977-73-6070 |

9. 受講者の決定

受講の可否は、6月中旬頃までに申込者全員に郵送にてご連絡します。

10. 受講する上での注意事項

- (1) 本講座は全ての科目を受講することで修了となります。
- (2) 欠席はやむを得ない事由（冠婚葬祭や急病など）の場合のみ認めます。
- (3) 欠席した科目について受講を満たすためには、別に指定する補講及びレポートの提出が必要となります。
- (4) 今年度修了できなかった方で全プログラムの3分の2以上の単位（40単位）を受講している方は次年度に限り未受講の科目を受講することができます。
- (5) 新型コロナウイルスやインフルエンザ感染状況等によっては講座の延期・中止や内容の変更等を行う場合があります。また、受講者は、受講当日、平熱を超える発熱等が確認された場合は、受講を認めず、補講及びレポートをもって受講したものとみなします。

※その他詳細につきまして下記までお問い合わせください。

【問合せ・申込先】

社会福祉法人別府市社会福祉協議会 別府市成年後見支援センター

〒874-0908 別府市上田の湯町15番40号 担当) 久保田、藤澤

電話：0977-73-6070 F A X：0977-76-8155 e-mail:kenriyogo@beppu-shakyo.or.jp